

岩国市中小企業等振興審議会開催要綱を次のように定める。

平成 30 年 4 月 1 日

岩国市長 福田 良彦

岩国市中小企業等振興審議会開催要綱

(趣旨)

第 1 条 岩国市中小企業、小規模企業及び小企業振興基本条例（平成 28 年条例第 31 号）第 13 条の規定に基づき、中小企業等の振興に関する主たる施策を策定するに当たり、当該施策に関する情報及び意見の交換の促進を図るため、岩国市中小企業等振興審議会（以下「会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第 2 条 市長が会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業等の振興に関する主たる施策に関すること。
- (2) 中小企業等の状況に関すること。
- (3) その他中小企業等の振興に関し市長が必要と認めた事項

(委員)

第 3 条 市長は、次に掲げる者のうちから、会議の委員を任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 経済団体等の職員
- (3) 関係団体等の職員
- (4) 中小企業者等
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は 15 人以内とする。

3 委員の任期は 2 年とし、補欠の場合は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任されることができる。

(運営)

第 4 条 会議の進行は、委員の互選により選出された会長が行う。

2 市長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、会議の委員以外の者の意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 5 条 市長は、中小企業等の振興に必要な課題の発見及び対応について検討を行うため、部会を開催することができる。

2 市長は、会議の参加者その他必要と認める者のうちから部会への参加を求めるものとする。

3 部会の運営に必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第 6 条 会議の庶務は、商工振興課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。